

## 遺伝子検査の



下

# ビジネス先行ルール後手

「質の確保に必要な施策を検討したい」

今月15日の参院予算委員会。野党議員から、遺伝子検査ビジネスはどう開拓していくかを問われた塩崎厚生労働相はそう強調した。

遺伝子検査を民間業者が行う場合、「医療ではない」との理由から、従来は経済産業省の関わりが強かった。だが、2015年11月に始まった政府の有識者会議では、医療関係者から「このままでは悪質な業者が野放しになりかねない」などと批判が噴出した。

「病気のリスクなどを調べる検査は、顧客の生命や健康に影響を及ぼす恐れもある」

「科学的根拠の確保などの制度設計に厚労省も取り組む必要がある」――。16年10月の最終取りまとめは、撤退した業者が持つ遺伝子情報の管理の問題も含めて、国による規制を促す内容となつた。

厚労省の研究班はこれを受けて、遺伝子検査業者に検査手法や顧客への説明方法などを尋ねる実態調査を行つており、今月中に結果をまとめる予定だ。

規制強化の動きに対し、業界側の危機感は大きい。

遺伝子検査に携わる37社が加盟する「個人遺伝情報取扱協議会」の別所直哉理事長(ヤフー執行役員)は、「現状では社会的混乱などは起きておらず、新たな法規制は必要な」と話し、業界としては自主規制で対応するとの考え方を示す。06年に設立された同

エー(DenA)など遺伝子検査を重要な成長分野と位置づける大手IT企業もある。

ただ、これまでに協議会の認定を受けたのは9社しかない。今年1月に締め切った追加申請も1社しか名乗りを上げず、会員企業の大半は未認定のまま事業を続けている。

別所氏によると、申請に必要な費用が壁になつていてい

る。業界に対する懸念の声の高まりを受け、協議会は来月から電話による利用者相談窓口を設ける。国とは別に実態調査も行つてている。

最高裁は14年7月、DNA鑑定で血縁が否定された場合に法律的な父子関係を無効にできるかが争われた訴訟の判決で、子供の身分関係の法的安定を保つ観点から、「無効にならない」とする初判断を示した。鑑定の精度が問題となりたわけではなかつたが、山浦善樹裁判官(当時)は補足意見で、「私的に行われた鑑定結果に基づいて子の将来を決めるのは、ためらいをえる」と述べた。

厚労省研究班による調査に

携わる北里大の高田史男教授

(臨床遺伝医学)

はこう指摘する。「根拠の乏しい検査ビジネスを行う悪質な業者を排除するには、医療かビジネスかを問わず、遺伝子検査を一つの法律や規定のもとに管理していくべきだ。その上で、検査結果を客観的に審査したり、評価したりできるシステムを創設することなどが対策として考えられる」

たりする業者の実態を知つて、裁判所がそれに頼つてしまふのはまずいと思った」と振り返り、「しっかりしたルール作りが必要だ」と訴える。

欧米では、遺伝子検査は医療の一環と考えられており、

ビジネスは保健当局が厳しく

規制している国が多い。米国

では00年代に参入企業が増えたが、食品医薬品局(FDA)が10年に「病気リスクを

調べる検査キットは医療機器にあたる」と各社に通達。13年、最大手企業にキットの販売中止命令が出された後は、ビジネスは事实上禁止され

## 「法規制でコスト増」業界懸念

### ◆遺伝子検査ビジネスに対する各国の規制状況

米 国	連邦政府は事実上禁止。一部の州は法律で、医療に当たるとして全面禁止
禁 止	フランス 法律で、検査目的を医療や医学研究に限定しているため、事実上禁止
ド テ ッ ツ	法律で、診断や病気の予測などの検査は医師のみ実施できるとしているため、事実上禁止
英 国	法規制はないが、国の指針で、検査前後の入念などを求めている
日 本	業界の自主ルールや国の指針で個人情報などを求めている

医療並みの法規制をかけられれば検査コストなどが上昇し、インターネットなどを通じて多数の顧客に安価なサービスを提供しにくくなるから

（矢野誠、尾島崇之、松山翔平が担当しました）